

Title	沖縄県那覇市外城岳貝塚出土の明刀に就いて
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.1 (1928. 3) ,p.135- 140
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280300-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

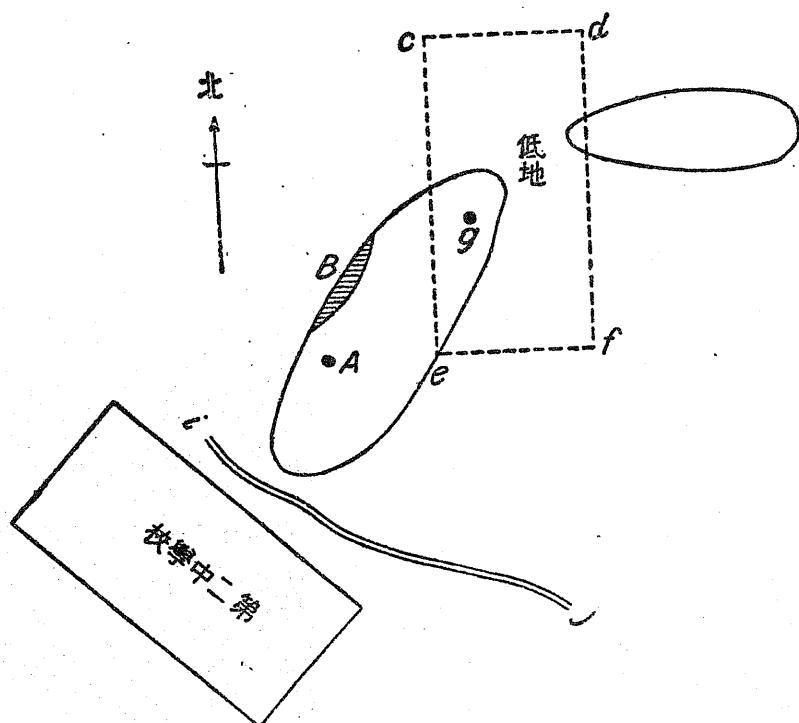
沖繩縣那霸市外城岳貝塚出土の明刀に就いて

大正十二年の九月に、當時那霸商業學校の學生であつた樺山資隆氏（當時の那霸商業學校長樺山純一氏令息）が、友人三名と共に、那霸市外約一里の地點で、島尻郡真和志村なる第二中學校の隣地なる城岳^{シマダケ}の貝塚を發掘し、直徑約四、五尺の穴を穿ち、深さ約二尺にして岩石に達したさうであるが、其穿穴の側壁にて表面より約一尺の所より口繪所載の明刀を發掘したのであり、同時にその穿穴地點より石鎚數個、石製の玉十數個を發掘したさうであるけれども、今は皆散逸せりとのこと、予が發掘者樺山資隆氏より直接聽取せしところである。予が之れを知りしは、樺山資隆氏の從弟にて慶應義塾大學文學部史學科學生宇宿捷君が、予に之れを示せしが爲めであり、予は更に之れを學友原田淑人氏に示せしに、原田氏は之れを以て貴

重の珍品なりとなし、東京帝國大學文學部考古學研究室に寄贈すべきことを希望せられしにより、所有者宇宿君の同意を得て、之れを該研究室に寄贈したのである。

元來この貝塚は、鳥居龍藏氏が明治三十八年二月發行の人類學雜誌第二三五頁以下に發表せられてゐる報告が、その學界に紹介せられた始まりであり、最近では大正十五年七月に、西村真次氏と小牧實繁氏とが殆ど同時に（西村氏は十九日より小牧氏は二十日より）同地を發掘せられたのであつたが、小牧氏の報告は昭和二年八月發行の人類學雜誌第四十二卷第八號に發表せられてゐるのである。ところが、その報告には「遺跡地城嶽は那霸市街の東東南四百米（中略）沖繩縣立第二中學校の正南に位し、標高那霸港の中等潮位より三五、

第一圖



城岳近傍略圖

八米、周圍の平地よりの比高二五米の一丘陵をなし、北方道路に對して比較的急斜し、南方は比較的緩なる傾斜を以て現無線電信所の存する丘陵に續き西方並びに東方は略同様の稍急なる斜面をして平地に續いて居るが、東方斜面を切つて墓地が作られて居るので、小斷崖をなして居る」とあるのであるが、樺山氏の話によると城岳は第二中学校の北に當りその地域の略圖を畫けば上の通りださうである。

即ちこの第一圖に於て A が明刀出土の地點であり、B が墓地 c d e f の點線の部分が第二圖の寫眞（人類學雜誌第四十二卷第八號所載小牧氏報告附圖、第三圖も亦同様）に現はれてゐる部分で、小牧氏かと思はれる人物の佇立する地點は正に i の地點に當るのであり、兩陵の間の低地も約二丈程の岡となつて居り、第二圖にて耕地の間に見える道路は、即ち第一圖の i-j の道路に當るとのことである。だから第三圖の城岳全景圖では、恰も X 印を附せる向ふ側に當つて居り、樺山氏に從へば、この丘陵の西南斜面、もし小牧氏報告の方位を

第一圖



沖繩縣那霸市外城岳貝塚出土の明刀に就いて（稿本）

第二圖



(写真) 一三七

正しとすれば、小牧氏の發掘が西南斜面なるに對して、即ち東北斜面の一地點を發掘した譯である。

それからその明刀と共に發掘せし石鎚及び石製の玉は、明刀の出土せしと同一の穴から發掘したのであるが、明刀と同一場所より得たものではないさうである。また玉といふのは○の如き形狀の石製品にて小穴を有し、古老の語によれば、後世にも儀式の時には裝飾として曲玉の如くに使用せしものなさうである。或は後世の混入であるやも測られない。

而してこの明刀の特に貴重なる所以は、我が國に於ては未だ曾て明刀の出土せし確實なる記録な

く、從來傳ふるところでは岩手縣出土と稱するものと、備後國三原町附近出土と稱するものと、備前國邑久郡邑久村大字山手出土と稱するものとの三品があるのであるけれども、原田氏によれば、

前二者は果してその出土品なるやも疑はしく、また安陽布と併在せりと稱せらるゝ備前國の出土品と稱するものは、その出土品なることは認めらるるも、果して備前國の出土なるや、その記録は確

實でないとのことであり、その現物を東京帝室博物館に持參せし森本六爾氏も、自らその不確實なことを予に告げられたのである。

されば從來我が版圖内に於て發掘された、確實なる記録を有する明刀は、朝鮮總督府發行の大正十一年度古蹟調査報告第二冊に發表されてゐる、朝鮮半島の平安北道寧邊及び全羅南道康津出土のものだけであり、殊に全羅南道康津出土の明刀は從來確實なる最南方の出土品として認められてゐたものであるが、今やこの那霸市外城岳出土の明刀によりて、更に確實なる一新記録を得た譯である。

元來記録上日支の關係を立證すべき、確實なる最古の史料は、漢書地理志に

樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻
見云、

とある文句であり、また確實の程度に於て多少の疑ひもないではないが、恐らく漢の武帝の頃には既に存在せしものであらうと思はれる、山海經卷第十二海內北經には

蓋國在鉅燕南倭北、倭屬燕

といふ文句も見えるのであり、武帝がその對匈奴策の必要上、頻に東方の經略に力め、勢の向ふところ、終に朝鮮を討滅して、漢の直轄領となし、所謂樂浪、眞蕃、玄菟、臨屯の四郡を置き、漢室の威力が朝鮮半島の地に確立せらるゝに至つた史實及び從來我が國出土の漢鏡や王莽貨泉など所謂考古學上の遺物と相俟ちて、支那文化の我が國に及んだのは、漢の武帝以來なるべしとの所説が、

一般に史家の頭腦を支配せし定説であつたのであるが、今や沖繩の地に於て、戰國の頃に行はれたるに、史家の頭腦を支配せし定説であつたのであるから、他日九州の地に於ても、亦或は同一種類の泉貨を發見するかも測られないとの豫想も生ずるのであり、或は備前國邑久村出土と稱するものなども、また必ずしも有り得べからざることではあるまいとの推想をも、促さるる譯であり、從つて支那の文化が直接或は間接に我が國にその影響を及ぼせし時代も、亦その最上限を戰國時代にまで延長することを得べき譯であり、かつ沖繩に於

ける貝塚の實年代、延いては我が國に於ける貝塚の實年代を推定するが爲めにも、貴重なる資料として認め得らるべき譯である。是れ即ちこの明刀は考古學上また史學上、重要な意義を有する所以である。

全體、明刀の名はこの種の刀貨の表面に「明」の文字を刻するが爲めに附せられたもので、「明」とは趙の明邑を意味するものとせられるのであり、從つて趙の刀貨として認められたものであるが、而も直隸及び滿洲の方面、即ち當時の燕の領域内の地に於て、頗る多數の明刀が發掘せらるゝが爲めに、また之れを以て當時燕の通貨であつたとなす所説が、考古學者の間に於て頗る濃厚であり、原田氏なども亦その主張を持せられるのである。またその背面の文字は多くの明刀に見えてゐるものであるけれども、李竹朋の古泉匯などにも、「不可識」となしてゐる。その使用された年代も、もとより精確に之れを決定することは、恐らく不可能であらうと思はれるが、ラクーベリー氏などは西紀前三一七年乃至二二八年の頃と推定を下して

るる。なほ詳しくは他日の研究に譲りたい。

橋本増吉